

時 期	応急段階
区 分	応急生活支援
分 野	医療・保健
検 証 項 目	メンタルヘルスケア

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（法定受託事務）
執 行 主 体	国、県、市町
財 源	精神保健福祉センターの設置：国庫補助 1 / 2 精神保健福祉センターの運営：国庫補助 1 / 3 都道府県が設置する精神病院等における精神病室の設置・運営：国庫補助 1 / 2 営利を目的としない法人が設置する精神病院等における精神病室の設置・運営：国庫補助 1 / 2 以内 通院医療に対して都道府県が負担する費用を支弁したとき：国庫補助 1 / 2 市町村が行う精神障害者居宅生活支援事業：国庫補助（一部） 県補助（一部）
概 要	大規模災害が発生した場合、多くの被災者が心的外傷後ストレス反応を起こすが、生活再建が進む中であって徐々にそれは解消されていく。しかし、非常に強い心的な衝撃のために、発災から時間が経過してもストレス反応が持続・高進し、正常な社会生活に支障をきたす、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症するケースも多い。阪神・淡路大震災では、今なお震災によるストレスから精神不調を来し、通院加療せざるを得ない被災者や、PTSDと診断される被災者等も少なくない。被災者の生活再建を実現するためには、被災者の心の健康を取り戻す必要があり、PTSD対策等のメンタルヘルスケアが必要となっている。

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【厚生省】</p> <p>震災により生命・財産等に損害を受け、不安定な精神状態にある被災者および精神障害者に対しては、神戸市等の10保健所に精神科救護所を設置し、メンタルケアを実施したほか、その一部においては、巡回診療を実施した。[『平成8年版厚生白書』厚生省,p271]</p> <p>尼崎市の保健所等7地区には、地域医師会の協力による協力診療所を確保した。[『平成8年版厚生白書』厚生省,p271]</p> <p>精神的に不安になっている児童やその保護者に対しては、児童精神科医や心理判定員等の専門家で構成するチーム（26チーム）を、2月11日から3月31日まで、派遣し、「児童こころの相談」活動を実施した。[『平成8年版厚生白書』厚生省,p271]</p> <p>被災後のPTSD（心的外傷後ストレス症候群）等に長期的に対応するとともに、震災により失った精神障害者の生活基盤を復帰するため、神戸市等に「こころのケアセンター」を12か所設置した。[『平成8年版厚生白書』厚生省,p271]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>「児童こころの相談」における巡回訪問先は、累計で529箇所であった。</p> <p>（成果「県」「市町」参照）</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>被災者のこころのケア事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者にパンフレットを配布（主に避難世帯）するとともに、ニュー・スレター「こころのケア通信」を作成し、避難所、保健所等に掲示、配付し、「震災ニュー・ス」にも10回にわたってこころのケアに関する記事を掲載した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p241] 保健所が中心となり、被災者を対象に講演会、座談会等を開催し、PTSD等について基本的な理解を得る機会を提供し、個別相談も併せて行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記

録』兵庫県,p241]

- ・精神保健福祉センターでのフリ - ダイアルによる「こころの健康電話相談」、県震災復興総合相談コ - ナ - の土・日を含んだ「こころの相談コ - ナ - 」を継続的に実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p241]
- ・被災者のPTSD軽減のための実際の活動に従事する精神保健関係者、県・市町保健担当者、ボランティア等に対する研修を実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p241]
被災児童生徒の心のケア事業の実施
- ・子どもたちの心のケアに資するため、1月20日から児童生徒の被災状況（死者数、避難者数等）について聞き取り調査を行うとともに、県立精神保健センターとの緊密な連携のもとに関係部局と協議調整の上、対策を推進した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p280]
- ・北海道教育大学藤森助教夫妻作成の「危機介入ハンドブック」と日本小児精神医学研究会の「災害時のメンタルヘルス」を、心の理解とケアについての参考資料の一つとして各学校へ配布した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p280]
- ・文部省の配慮により日本医師会（精神科七者懇談会）から精神科医の派遣が可能となったことから、2月20日から3月24日まで、県下3カ所（県教委事務局、阪神教育事務所、神戸市教委事務局）に精神科医を配置した相談窓口を設置、児童生徒、保護者、教職員を対象とした「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア事業」（相談事業）を展開した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p280]
- ・被災地の学校及び被災児童生徒を受け入れた学校の校長等を対象に、県下2会場で「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」を開催した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p280]
- ・被災児童・生徒の心のケアに取り組むため、平成8年度から教育復興担当教員を配置し、きめ細かな対応を進めている。また、教育復興担当教員の指導力の向上を図るため、研修会等を開催している。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会,p102][『阪神・淡路大震災復興誌第2巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p333-334]
- ・スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラーの配置[『阪神・淡路大震災復興誌第2巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p333]
- ・教員のカウンセリング能力向上[『阪神・淡路大震災復興誌第5巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p340]

教職員のメンタルヘルスケア事業の実施

- ・教職員の心身の健康を保持増進するため、7月から「教職員のメンタルヘルスケア事業」として、主に避難所となった県立学校及び支援活動に派遣された教職員を対象に、精神科医等の専門家を県下10校に派遣し、継続的な相談事業を展開した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p280]

こころのケアセンターの開設

- ・被災者のPTSD等に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活を支援するため、阪神・淡路大震災復興基金の助成を受けて、地域に根ざした精神保健活動の拠点となる「こころのケアセンター」を設置した。運営については、兵庫県精神保健協会（会長：黒丸正四郎神戸大学名誉教授）が行うこととし、こころのケアセンター事業の中核となるセンターを6月1日に神戸市兵庫区県荒田庁舎内に設置するとともに、各地域のこころのケアセンターをおおむね被災地の保健所単位(12カ所)に設置を進めた。なお、仮設住宅の設置状況等を考慮し、地域こころのケアセンターの増設も行った。「こころのケアセンター」及び「地域こころのケアセンター」には、80余人の精神科医、PSW（精神科ソーシャルワーカー）、心理職等の専門職員を配置し、業務を行っている。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p242]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

保健所におけるこころのケア事業の実績は以下のとおりである。（平成8年1月31日現在）

区 分	実 績	
	講演会・座談会 (被災者対象)	実施回数
	参加人数	6,695件

教育・研修 (関係者対象)	実施回数	81回
	参加人数	3,214件
精神保健相談	精神保健相談	22,778人
	訪問相談	5,405人

[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p241]

相談電話等の相談受付状況は以下のとおりである。(平成8年1月31日現在)

精神保健福祉センター(こころの健康相談電話)(2/14~)	1,768件
県震災復興総合相談センター(こころの相談)(3/1~)	1,334件

[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p241]

こころのケアセンターにおける相談事業の実績は以下のとおりである。
(平成7年6月~8年1月)

業務	相談指導	巡回訪問	講演会等	24時間電話相談
件数	3,041件	1,137件	141件	1,573件

[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p242]

被災児童生徒の心の理解とケア事業として、学校長等を対象に「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」を開催し、875校・1,310人の参加を得た。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p280]

教職員のメンタルヘルスケア事業については、平成8年1月16日現在、対象校の471人中、283人にグループワーク等の事業を実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p280-281]

教育復興担当教員については、平成13年度に180人配置した。[『阪神・淡路大震災復興誌第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p356]

市 町

阪神・淡路大震災に対してとった措置

【神戸市】

被災者の心の電話相談

- ・神戸市生涯学習センターに「被災者の心の電話相談」を臨時開設した。
開設時期 平成7年2月8日~5月31日(毎日午前10時~午後4時)
相談員 専門のカウンセラー5名(交代制)

[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995年』神戸市,p509]

心のケア事業

- ・心のケア相談室の開設(平成7年2月20日~3月24日)
相談員:文部省派遣の精神科医、兵庫県カウンセリング協会所属のカウンセラー(2名/日)
- ・学校巡回相談の充実(教職員等への助言、教職員自身の心のケア)(平成7年3月)
相談員:兵庫県カウンセリング協会所属のカウンセラー(6名/日)
- ・教職員への研修
- ・心に対する健康相談室の拡充
相談員:神戸市医師会所属の精神科医(1名/日)

[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995年』神戸市,p510]

精神科救護・精神保健については、ノーマルレスポンス(正常なストレス反応)も精神保健の対象ととらえ、被災者全員を対象にPTSDの啓発冊子を配付し、心のケアを図った。また、ボランティアの燃え尽き症候群を予防するため、講演会や研修会を開催した。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995年』神戸市,p247]

生活再建支援プランの策定・推進

- ・神戸市においては、平成9年1月に生活再建支援プランを策定した。このプランでは、新たなコミュニティづくりと生活の再生に向けた支援プログラムを計画目標に、「元気アップ神戸」市民運動の展開やボランティア活動支援の拡充等の地域コミュニティづくり、被災者の健康相談やこころのケア支援等の健康づくり、生活援助員・高齢世帯支援員の派遣や高齢世帯用自通報システムの設置等の高齢者の安心づくり、被災児童支援総合対策や特別保育の拡充等の児童・青少年対策、被災者自立支援金の支給や就労対策等の生きがい就労・生活支援、を推進することとした。なお、このプランの各施策については、「神戸市復興計画推進プログラム」へ継承されている。[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 報告書』,p29-p37]

神戸市復興計画推進プログラムの策定・推進

- ・復興計画後半5か年で残された課題を効果的、効率的に解決し、1日も早い復興を達成するために取り組むべき施策を推進することを目的に、平成12年10月に神戸市復興計画推進プログラムを策定した。プログラムでは、市民の生活再建（「地域活動の活性化」「市民1人ひとりの健康の増進と生活の充実」「市民との協働の新しいあり方の展開」）都市活動の再生（「神戸経済の新生」「交通・情報通信ネットワークの構築」「神戸港の21世紀への新たな挑戦」「神戸文化の発信」）安全で安心なすまい・まちづくり（「災害時の危機に対する備えと安全に対する意識の啓発」「都市基盤整備等の推進」「住みたい、住み続けたい、魅力ある“まち”の形成」「自律と連携のすまいづくり、まちづくりの推進」「地域のまちづくり活動に応えるシステムづくり」）の3つの柱を立て、特に重点的に取り組むべき施策については市民・事業者などと協働で推進していくこととしている。[『神戸市復興計画推進プログラム～新生・神戸をめざして～』神戸市]

【西宮市】

こころのケアセンターを平成7年6月に西宮保健所に仮開設し、平成7年9月12日に戸崎町へ移転開設して、精神科医や心理相談員の電話や面接による相談の他、応急仮設住宅等への巡回訪問を行った。（平成7年度から平成11年度までの阪神・淡路大震災復興基金事業）[『阪神・淡路大震災 震災復興6年の総括』西宮市,p71]

県事業「西宮こころのケアセンター」は平成12年3月31日をもって終結したが、本市が保健所設置市として精神保健福祉業務を実施するにあたり、当事業の重要性からも西宮こころのケアセンターを継承し、精神保健の予防・普及啓発事業として、こころのケア相談を実施した。西宮こころのケアセンターで実施するこころのケア相談事業は、西宮市の健康協会に委託し、精神的な悩みやストレスを持つ市民の訴えを心理相談員や精神科医師が電話や面接により相談に応じた。[『阪神・淡路大震災 震災復興6年の総括』西宮市,p71]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

【神戸市】

被災者の心の電話相談の実績

平成7年2月8日～5月31日まで 相談人数550人（4.9人/日）

[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995年』神戸市,p509]

心のケア事業

- ・心のケア相談室の開設
 - 神戸市役所3号館7階相談室 電話160件、来所7件
 - 精神科医による学校巡回 重点校35校
 - 神戸市総合教育センター 電話364件、来所78件
- ・学校巡回相談の実施
 - 対象校：4月～7月まで145校、8月以降79校
- ・教職員への研修
 - 受講者約2,800人
- ・心に対する健康相談室の拡充

	<p>市内3会場で実施 相談件数 34件 [『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995年』神戸市,p510]</p> <p>【西宮市】 西宮市こころのケアセンターの相談内容は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="331 421 1316 721"> <thead> <tr> <th></th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済・仕事・住宅問題</td> <td>16</td> <td>45</td> <td>27</td> <td>29</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>家族の人間関係(意見の相違等)</td> <td>71</td> <td>255</td> <td>247</td> <td>149</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>家族問題(病気・介護等)</td> <td>30</td> <td>56</td> <td>69</td> <td>52</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>身体症状</td> <td>17</td> <td>59</td> <td>53</td> <td>80</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>精神症状</td> <td>247</td> <td>510</td> <td>454</td> <td>393</td> <td>248</td> </tr> <tr> <td>対人関係</td> <td>50</td> <td>62</td> <td>100</td> <td>108</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>67</td> <td>83</td> <td>100</td> <td>181</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>498</td> <td>1070</td> <td>1050</td> <td>992</td> <td>735</td> </tr> </tbody> </table> <p>[『震災復興6年の総括 - 阪神・淡路大震災 -』西宮市,p71]</p>		H7	H8	H9	H10	H11	経済・仕事・住宅問題	16	45	27	29	20	家族の人間関係(意見の相違等)	71	255	247	149	79	家族問題(病気・介護等)	30	56	69	52	61	身体症状	17	59	53	80	49	精神症状	247	510	454	393	248	対人関係	50	62	100	108	77	その他	67	83	100	181	201	計	498	1070	1050	992	735
	H7	H8	H9	H10	H11																																																		
経済・仕事・住宅問題	16	45	27	29	20																																																		
家族の人間関係(意見の相違等)	71	255	247	149	79																																																		
家族問題(病気・介護等)	30	56	69	52	61																																																		
身体症状	17	59	53	80	49																																																		
精神症状	247	510	454	393	248																																																		
対人関係	50	62	100	108	77																																																		
その他	67	83	100	181	201																																																		
計	498	1070	1050	992	735																																																		
その他	<p>阪神・淡路大震災に対してもった措置 阪神・淡路大震災に対してもった措置の結果</p>																																																						
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果																																																							
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>【厚生労働省】 被災者に対するメンタルヘルスケアの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生省防災業務計画において、被災都道府県等は、被災者等及び救護活動に従事している者の精神不安定に対応するため、精神保健センター等においてメンタルヘルスケアを実施するとともに、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施することを定めている。 また、厚生省児童家庭局は、被災都道府県のメンタルヘルスケアの実施に際し、全国の児童相談所への協力要請等必要な支援を行うこととしている。 [『厚生省防災業務計画』厚生労働省] <p>心的外傷体験へのケア体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者や災害被災者のPTSD等に対しては、適切な専門的ケアが重要であることから、精神保健福祉センター、保健所等においてPTSD相談事業活動を行うとともに、医師、看護師、精神保健福祉士等を対象としたPTSD専門家の養成研修を行っている。[『平成15年版厚生労働白書』厚生省,p313] また、平成15年1月には厚生科学研究費補助金厚生科学特別研究事業の研究成果として、地方自治体、精神保健福祉センター、保健所等を中心とする災害時地域精神保健医療活動についてのガイドライン(指針)が取りまとめられたことから、各都道府県・指定都市に配布した。[『平成15年版厚生労働白書』厚生省,p313] <p>自殺予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺予防に関する精神保健対策として、自殺予防への啓発活動を進めるとともに、「いのちの電話」などの相談体制の強化、自殺に深く関連している「うつ」の早期発見・早期介入などについての研究を進めている。[『平成15年版厚生労働白書』厚生省,p314] <p>【文部科学省】 文部科学省においては、災害が発生した場合、文部科学省防災業務計画に基づき、文部科学省非常災害対策本部などを設置し、関係機関との情報連絡体制を確立するとともに、児童生徒の安全確保を第一としつつ、迅速かつ的確な情報の収集や緊急の対応を関係機関などとともに講じることとしており、被災児童生徒の転入学の弾力的措置、公共施設の借用などによる学校教育の再開、</p>																																																						

	<p>教科書の給与に関する支援などの教育の確保、学校への臨床心理士等の派遣などの児童生徒の心のケアなどへの対応、応急仮設校舎の建設、学校施設等の災害復旧などの対策に取り組むこととしている。[『平成13年度文部科学白書』文部科学省,p453][『文部科学省防災業務計画』文部科学省]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>児童・思春期等の心の健康づくり対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の養成研修については、平成14年度に587名が受講した。[『平成15年版厚生労働白書』厚生省,p313] ・精神保健福祉センター又は児童相談所を中心とした児童・思春期の精神保健に係るケースマネジメントに関するモデル事業については、平成14年に7都県で実施した。[『平成15年版厚生労働白書』厚生省,p313] <p>心的外傷体験へのケア体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTSD専門家の養成研修については、平成14年度に307名が受講した。[『平成15年版厚生労働白書』厚生省,p313]
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>こころのケアセンターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアに関する実践的な研究や研修等を行う拠点施設として、神戸東部新都心に「こころのケアセンター」を整備した。また、県立精神保健福祉センターを神戸東部新都心に移転し、こころのケアセンターと一体的整備を行うこととしている。[『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県,p20,51] <p>地域防災計画において、災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神的不安に対する対応方法について定めている。こころのケアについては、県は相談訪問活動に努めるとともに、市町と連携して地域に根ざした精神保健活動の拠点を一定期間被災地域に設置することとしている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>こころのケアセンターにおける取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアセンターでは、これまでの成果やノウハウの発展、継承方策の検討、人材養成等を行い、日常的事象によって起こるストレス等にも対応していく。
<p>市 町</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>【神戸市】</p> <p>地域防災計画において、災害によるPTSD(心的外傷後ストレス障害)等に対し、心のケアセンターを設置し、専門家による心理的なカウンセリングを実施することを定めている。[『神戸市地域防災計画』]</p> <p>市民福祉総合計画2010等の策定・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民福祉復興プラン(計画期間:平成7年度~9年度)“こうべ”の市民福祉総合計画・後期実施計画(計画期間:平成9年度~13年度)に基づき、被災市民の健康確保・生活衛生確保、こころのケア、仮設住宅や地域型仮設住宅・災害公営住宅等での生活支援、地域ボランティア活動支援、コミュニティの再生支援などに取り組んできた。[『阪神・淡路大震災 被災状況及び復興への取り組み状況(平成16年1月1日現在)』神戸市,p7] ・平成14年2月には、“こうべ”の市民福祉総合計画2010(計画期間:平成14年度~22年度)を策定し、地域でともに支え合う自立支援のまちづくりを推進することとしている。[『阪神・淡路大震災 被災状況及び復興への取り組み状況(平成16年1月1日現在)』神戸市,p7][『震災後から9年間における復興の進捗と取り組み』神戸市,p14][『“こうべ”の市民福祉総合計画2010の概要』神戸市(http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu03/t/keikaku/si01.html)] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>

その他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>「心のケア」ブームとなつてからは、子供にむりやり地震の作文を書かせたり、地震の絵を描かせたりした教師がいて問題となったこともあった。不安や恐れは言葉や絵などで表現したほうがよいとはいえ、強いるとかえって心を傷つけ、立ち直るチャンスを奪うことになる。マスコミが「心のケア」のリポートで絵を描かせたり、作文を書かせるシーンを見せるから誤解が生じるのだと精神科医に責められたこともあった。しかし放送しなければ、おそらく「心のケア」に対する取り組みが、ここまで進むこともなかっただろう。一人ひとりにあった方法を考えることがなにより大切なのである。(NHK神戸放送局編『神戸・心の復興』NHK出版)</p> <p>災害ストレスの存在やそれに伴う心身変調に関する知識の欠如は、ストレスを悪化させ長期化させる危険性がある。そうした反応の程度がひどくしかも長期間継続し、日常生活に支障が生ずるような場合には専門家による治療の対象となり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)と診断される。現在行われている地域防災計画の見直しでは、メンタルケア対策をPTSD対策と誤解し、災害後に精神科医療の充実を図ることを提案している。しかし、災害対策の一環としても心のケア対策を考えると、精神科医療の充実は必要条件であってもけっして十分条件とは成り得ないのである。大切なことは、被災地にいるすべての人を対象として災害ストレスによる心身変調を正常な反応の水準にとどめ、PTSDの発生を予防することであるはずである。それで防ぎきれない人たちに対しても十分なケア体制を整える意味で精神科医療の充実があるべきである。災害時の心のケア対策では、PTSDの予防対策と発生後の治療対策の両方を考慮した対策を開発していかなければならない。(林春男「災害弱者のための災害対応システム」『都市政策No.84』(財)神戸都市問題研究所)</p> <p>阪神・淡路大震災から数年を経て生活環境が安定化に向かっているとされる被災者の中に、PTSDと診断される者が少なくないことが示されていた。また、PTSDは実際の支援活動を通しては、なかなか見出しにくいことも指摘された。(『調査研究報告書/阪神・淡路大震災被災者の長期的影響/構造化面接を用いたメンタルヘルス調査結果から』兵庫県精神保健協会こころのケアセンター)</p> <p>災害時においては身体に対する医療が注目されるが、精神科医療も同様に重要であることは当然である。精神機能や精神状態は身体の損傷とは異なり、目には見えにくいため、一般の理解を得にくいという性質をもつので、特別の配慮が必要である。精神科医療は災害後の時間の経過に伴い、内容が異なってくる。災害発生後間もない期間においては、ストレスや服薬の中断による精神疾患の増悪が中心となるが、中長期的には、PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策やメンタルヘルス対策が重要となってくる。震災時の精神科の救急医療に関しては、身体医療と連携を保ちつつ、精神科救急医療システムを活用するのが適当である。これらの精神保健施策に関しては、地域の技術的な中核機関として設置されている精神保健福祉センターが、その機能を発揮することが期待される。また、地域の医療機関と連携するために、精神病院協会や精神神経科診療所協会との連絡を密にすることが必要である。「第II編 阪神・淡路大震災を契機とした災害医療体制のあり方」阪神・淡路大震災を契機とした災害医療体制のあり方に関する研究会・研究報告書より D 災害時におけるメンタルヘルスのあり方『21世紀の災害医療体制』厚生省健康政策局指導課監修)</p>	
課題の整理	
PTSDへの整備への進行を最小限にするための早期介入	
今後の考え方など	
<p>阪神・淡路大震災発生時には神戸市等に精神科救護所を設置し、地域住民のメンタルケアを実施した。今後も大規模災害発生時には状況に応じて対応していく。また、災害時地域精神保健医療活動ガイドラインの普及を図っていく。(厚生労働省)</p> <p>復興10年総括検証においても兵庫県こころのケアセンターの機能充実や学校における心のケア体制の充実などについての提言がなされている。(兵庫県)</p> <p>急性ストレス反応、うつ症状への対応。被災者啓発とアウトリーチによる早期介入。(神戸市)</p> <p>メンタルヘルス専用相談回線の設置。(神戸市)</p> <p>救援者のストレス軽減への支援。(神戸市)</p> <p>関係機関との連携を図りながらPTSDの早期発見・早期治療体制整備に努める。(尼崎市)</p>	